

## 令和6年度富山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）募集要項

富山県教育委員会

富山県教育委員会では、子どもや家族の抱える悩み、不安等の心の問題を改善、解決していくために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する方を「富山県スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者」として募集します。

### 1 業務内容

配置校で、次に掲げる業務を行います。

- (1) 児童生徒に対する相談・助言
- (2) 保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）
- (3) 相談者への心理的な見立てや対応
- (4) 教職員や児童生徒、保護者への研修や講話、ケース会議への参加
- (5) 事件や事故等の緊急対応における児童生徒の心のケアその他、学校長や富山県教育委員会が必要と認める業務
- (6) その他児童生徒のカウンセリング等に関して適当と認められる業務（虐待、ヤングケアラー対応等）

### 2 募集人員

若干名

### 3 応募資格

令和6年4月現在、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) スクールカウンセラー
  - ア 公認心理師
  - イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
  - ウ 精神科医
  - エ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務を有する者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
  - オ 県が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者
- (2) スクールカウンセラーに準ずる者
  - ア 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
  - イ 大学又は短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業

務について、5年以上の経験を有する者

ウ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

エ 県が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

なお、次のいずれかに該当する方は応募できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 選考方法・結果

##### (1) 選考方法

経歴及び人物について、提出書類の内容及び面接により選考します。なお、面接日時については、担当より電話でお知らせします。

##### (2) 結果

応募された方に2月下旬に郵送にて通知します。電話での合否照会には応じません。

#### 5 勤務条件

##### (1) 報酬等

ア スクールカウンセラー

- ・報酬は、勤務1時間につき5,500円とします。
- ・交通費は、費用弁償として県の旅費規程に基づき支給します。
- ・期末手当は、支給要件を満たす場合に支給します。
- ・地域手当は、本務校が富山市である場合に支給します。

イ スクールカウンセラーに準ずる者

- ・報酬は、勤務1時間につき3,500円とします。
- ・交通費は、費用弁償として県の旅費規程に基づき支給します。
- ・期末手当は、支給要件を満たす場合に支給します。
- ・地域手当は、本務校が富山市である場合に支給します。

##### (2) 配置及び配置形態

スクールカウンセラー等を会計年度任用職員として任用し、市町村立学校、県立高校の拠点校に配置します。

ア 小学校 県内公立小学校に配置します。

- イ 中学校 県内公立中学校に配置します。
- ウ 義務教育学校 県内義務教育学校に配置します。
- エ 県立高校 拠点校への配置及び周辺校の支援に当たります。

(3)任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4)休暇

ア 年次有給休暇

採用日から6箇月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合に付与します。

イ 特別休暇等

忌引、夏季休暇等を付与します。

(5)その他

ア 労災保険に加入します。

イ 勤務曜日及び勤務時間の割振りについては相談の上、決定します。

## 6 応募方法

(1)応募書類の入手方法

県公式ウェブサイトから「応募用紙」をダウンロードし、入手してください。

(2)提出必要書類（応募の際に提出した書類は返却しません。）

ア 応募用紙「富山県スクールカウンセラー（SC）応募用紙【会計年度任用職員】」

イ 公認心理師又は臨床心理士に関する資格を証するものの写し

※応募資格の（1）ア又はイに該当する方のみ

(3)応募書類の提出先及び受付期間

富山県スクールカウンセラー等に初めて応募される方やご質問のある方は、業務内容等の説明を行いますので、書類提出前に「(4)問い合わせ先」にご連絡ください。

ア 提出先

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

富山県教育委員会小中学校課児童生徒育成係 宛

※「スクールカウンセラー等応募書類在中」と朱書きしてください。

イ 受付期間

郵送の場合 令和6年1月25日(木)必着

※簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。

持参の場合 令和6年1月25日(木)16:00までに、県庁南別館3階富山県教育

委員会小中学校課 児童生徒育成係に届けてください。

※受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(4) 問い合わせ先

富山県教育委員会 小中学校課 児童生徒育成係 (076-444-3452)

## 7 留意事項

- (1) 当該会計年度任用職員の募集は、令和6年度当初予算成立を前提に行っています。今後の予算等によっては、勤務条件が変更される場合や、採用が取り消される場合があります。
- (2) 本事業は、文部科学省の補助事業として実施していることから、国からの予算措置によっては、採用人員数又は勤務時間等に変更がある場合があります。
- (3) 地方公務員法第22条の2の規定に基づく会計年度任用職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) 採用に当たっては必要書類(健康診断書等)を提出していただきます。(合格者宛に別途通知します。)
- (5) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。